

北九州調理製菓専門学校における「フリーランス法入門ゼミ」  
の開催について

令和8年1月22日  
公正取引委員会事務総局  
九 州 事 務 所

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス法」といいます。）の普及・啓発活動として、フリーランスと取引を行う事業者やフリーランス等を対象に、フリーランス法に関する説明会を実施しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、将来、フリーランスとしての社会的活躍が予想される専門学校生を対象に、フリーランス法の説明を中心とする「フリーランス法入門ゼミ」（別紙参照）を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 令和8年1月29日（木）  
5限目 13：40～14：30

2 場 所 北九州調理製菓専門学校 階段教室  
北九州市小倉北区浅野2丁目18番28号

3 講 師 公正取引委員会事務総局九州事務所職員

4 対象者 調理師科コース 約40名

5 テーマ フリーランス法等の公正取引委員会の所管法令の概要等について

※ 今回の説明会は、説明中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和8年1月28日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。  
なお、学生への取材は本人了承の上で行っていただきますようお願いします。  
専門学校におけるフリーランス法説明会については、九州事務所において初の取組みとなっております。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局九州事務所 フリーランス課  
電話 092-437-2756（直通）  
ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)

# フリーランス法入門ゼミ のご案内

ここから  
はじめる



- 九州事務所では、フリーランス法の説明を中心とする「フリーランス法入門ゼミ」を始めました！！
- 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。
- 御都合に沿うよう、時期、内容、方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。

## フリーランス法とは

フリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働く環境を整備するために制定された法律です。

～令和6年1月1日施行～

### フリーランス法 義務項目

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 遵守事項（禁止事項）など



公正取引委員会  
マスコットキャラクター  
どっくん

フリーランスとして働くときには、  
仕事の条件をきちんと示してもらえるルール  
(取引条件の明示義務)があることを説明します。

授業の一コマで、  
「え、そんなことあるの!?」と思わず反応してしまう  
「フリーランスあるあるトラブル」を題材に、  
フリーランス法を解説します。

「アルバイトとフリーランスの違いは？」  
「今、友達に制作をお願いするときはどうなるの？」  
といったフリーランスを巡る質問にお答えします。)



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

お申し込み  
お問い合わせ

公正取引委員会事務総局 九州事務所 フリーランス課  
TEL : 092-437-2756 [月～金 9:00-17:00]